

社会福祉法人輪島市福社会

理念 尊厳 共生 向上



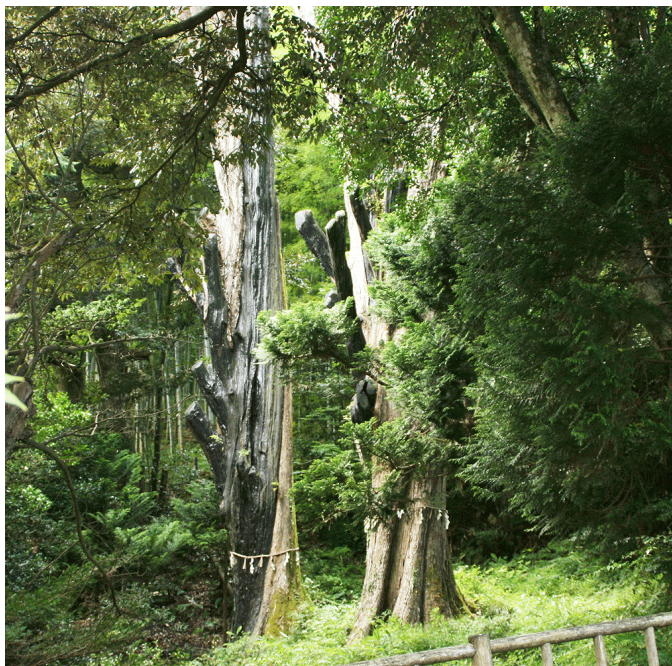
● 私たちの基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します。

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。

● 私たちの基本方針

1. 超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します。
2. 地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます。
3. 個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるよう努めます。
4. すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します。



もくじ

01. 特別養護老人ホーム 02P
02. 短期入所センター 04P
03. デイサービスセンター 06P
04. 訪問介護センター 08P
05. 認知症対応型通所介護 10P
06. 訪問入浴介護センター 12P
07. 居宅介護支援事務所 14P
08. 在宅介護支援センター 16P
09. 配食サービス 16P
10. 地域支援 17P

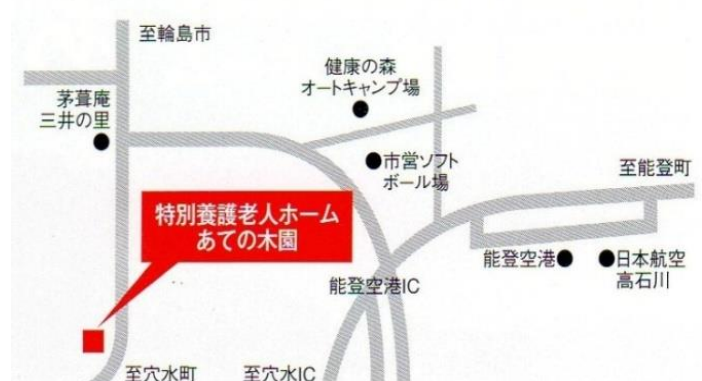
法人本部 : 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地

☎(0768)26-1661

Fax(0768)26-1751

メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

Hp <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>



特別養護老人ホーム



施設の概要 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地

施設連絡先：☎(0768)26-1661 FAX(0768)26-1751

開設年月日：昭和 61 年 4 月 1 日 **定員**：100 人

居室の種類及び室数：1 人部屋【6 室】2 人部屋【9 室】4 人部屋【19 室】

設備の種類：食堂、談話コーナー、喫茶コーナー、機能回復訓練室、特別浴室（臥床式浴槽・座位式浴槽）、個浴室（檜風呂・個浴槽）、医務室・看護室、サービスステーション、静養室、相談室、洗濯室、理美容室、介護材料室、汚物処理室、霊安室

【苦情受付】責任者：施設長：苦情やご相談は専用窓口で受け付けます。

【入居について】石川県指定介護老人福祉施設入居指針に基づき円滑に入居できるように取り組んでおります

入居対象者の選定

- ① 要介護 3 から要介護 5 までの要介護の方
- ② 要介護 1 又は 2 の要介護者で特例的な施設への入居が認められる方

特例入居の要件の判定について

- ① 認知症がある方であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる方
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる方
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な方
- ④ 単身世帯又は同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の提供が不十分である場合

入居の申込み

- ① 入居申込書、介護保険被保険者証の写し、直近 3 ヶ月分のサービス提供利用票及びサービス提供票別表の各写し並びに介護支援専門員意見書を添付して申し込んで下さい。
- ② 申込の有効期間は、要介護認定の有効期間の満了日までです。

入居検討委員会

- ① 入居決定に係る事務を処理するために、入居検討委員会を設置しております。
- ② 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、栄養士、第三者委員で構成しております。
- ③ 原則として毎月 1 回開催しております。

入居申込者の評価基準（入居申込書の項目について、それぞれ点数化し、合計点数の高い順に優先順位を決定します）

- ① 要介護度による評価
- ② 介護者の状況による評価
- ③ 居宅サービスの利用状況による評価
- ④ 認知症・知的障害・精神障害等の状況による評価

特別な事由による入所

以下の場合、入居検討委員会の審議によらず施設の判断で入居を決定できることとしています。

- ① 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がないとき。
- ② 老人福祉法に定める措置委託による場合。
- ③ 介護者の緊急入院等の事情により、緊急の入居の必要性が生じた場合。

■ 介護福祉施設サービス費 (1日あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

要介護度区分	利用料金	要介護度区分	利用料金
要介護 1	5,570円	要介護 4	7,630円
要介護 2	6,250円	要介護 5	8,290円
要介護 3	6,950円		

■ その他の加算 (介護福祉施設サービス費)

		利用料金	
初期加算	1日	300円	
外泊時加算	1日	2,460円	
外泊時に施設が居宅サービスを提供する場合の加算	1日	5,600円	
日常生活継続支援加算	1日	360円	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	1日	160円	
若年性認知症利用者受入加算	1日	1,200円	
再入所時栄養連携加算	1回	4,000円	
低栄養リスク改善加算	1月	3,000円	
口腔衛生管理体制加算	1月	300円	
口腔衛生管理加算	1月	900円	
療養食加算(1日につき3回を限度)	1回	60円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算※7日を限度	1日	2,000円	
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	1回	6,500円	
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1回	13,000円	
看護体制加算(Ⅰ)	1日	40円	
看護体制加算(Ⅱ)	1日	80円	
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前4日以上30日以下(1日)	1日	1,440円
	死亡日の前日及び前々日(1日)	1日	6,800円
	死亡日(1日)	1日	12,800円
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前4日以上30日以下(1日)	1日	1,440円
	死亡日の前日及び前々日(1日)	1日	7,800円
	死亡日(1日)	1日	15,800円
褥瘡マネジメント加算(3月に1回)	1月	100円	
排せつ支援加算(6月以内)	1月	1,000円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬の8.3%を加算(1月)(平成33年3月31日まで)		

■ その他の費用負担 (1日あたり)

※介護保険負担限度額認定証に記載されてある負担限度額にしたがって、ご負担いただきます。

負担段階	食事の負担限度額	居住費又は滞在費の負担限度額	
		従来型個室(1人部屋)	多床室(2・4人部屋)
第1段階	300円	320円	0円
第2段階	390円	420円	370円
第3段階	650円	820円	370円
基準費用額	1,380円	1,150円	840円

○理美容 2,700円(消費税込)／回をご負担いただきます。

○特別な食事の提供に要する費用 など

短期入所センター



施設の概要 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地

■事業所連絡先 ☎(0768)26-1661 **■開設年月日**：昭和 61 年 4 月 1 日 **■定員**：20 人
■居室の種類等：2 人部屋【2 室】4 人部屋【4 室】 **■設備の種類**：食堂、談話コーナー、
 喫茶コーナー、機能回復訓練室、特別浴室(臥床式浴槽・座位式浴槽)、個浴室(檜風呂・家庭浴
 槽)、医務室・看護室、サービスステーション、静養室、相談室

【苦情受付】 責任者：施設長：苦情やご相談は専用窓口で受け付けします。

【施設の目的】 施設などに短期間入所してもらい介護などを行うサービス

◆短期入所生活介護とは、

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。一定期間、介護から解放される利用者家族にとっても、自分の時間を持つことができ介護負担の軽減を図ることもできます。また利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時に役に立ちます。

◆介護予防短期入所生活介護とは、

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。一定期間、介護から解放される利用者家族にとっても、自分の時間を持つことができ介護負担の軽減を図ることもできます。また利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時に役に立ちます。要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように支援します。

【急変時の医療提供の方針】

嘱託医及び協力医療機関、協力歯科医療機関との契約をしており、緊急やむを得ない場合に対しては、嘱託医及び協力医療機関、協力歯科医療機関の診療を受けて頂くこととなります。

利用者の病状の悪化や急変時等の緊急事態に対して、利用者又は契約者及び家族等との話し合いや要請等に応じて、当事業所の看護師と連携の上、かかりつけ医や嘱託医師等の派遣、救急車要請又は事業所の専用車両等による、かかりつけ医療機関、協力医療機関へ時間外診療や協力医療機関へ緊急入院の措置を行います。

■ 短期入所生活介護費・介護予防短期入所生活介護費 (1日あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

要介護度区分	利用料金	要介護度区分	利用料金
要支援 1	4,370円	要介護 1	5,840円
要支援 2	5,430円	要介護 2	6,520円
		要介護 3	7,220円
		要介護 4	7,900円
		要介護 5	8,560円

■ その他の加算 (短期入所生活介護費)		利用料金
送迎加算	(片道)	1,840円
看護体制加算(I)	(1日)	40円
看護体制加算(II)	(1日)	80円
医療連携強化加算	(1日)	580円
夜間職員配置加算(III)	(1日)	150円
緊急短期入所受入加算※7日を限度	(1日)	900円
療養食加算※1日3回を限度	(1回)	80円
認知症行動・心理症状緊急対応加算※7日を限度	(1日)	2,000円
若年性認知症利用者受入加算	(1日)	1,200円
サービス提供体制強化加算	(1日)	180円
介護職員処遇改善加算(I)	介護報酬の8.3%の加算(1月)平成33年3月31日まで	

■ その他の加算 (介護予防短期入所生活介護費)		利用料金
送迎加算	(片道)	1,840円
療養食加算※1日3回を限度	(1回)	80円
認知症行動・心理症状緊急対応加算※7日を限度	(1日)	2,000円
若年性認知症利用者受入加算	(1日)	1,200円
サービス提供体制強化加算	(1日)	180円
介護職員処遇改善加算(I)	介護報酬の8.3%の加算(1月)平成33年3月31日まで	

■ その他の費用負担 (1日あたり)

※介護保険負担限度額認定証に記載されてある負担限度額にしたがって、ご負担いただきます。

負担段階	食事の負担限度額	居住費又は滞在費の負担限度額
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	370円
第3段階	650円	370円
基準費用額	1,380円	840円

○理美容

施設内に行われる[理美容サービス]については2,700円(消費税込)／回をご負担いただきます。

○特別な食事の提供に要する費用 など

デイサービスセンター



ホール・機能回復訓練室

住み慣れた家で、健康で自立した快適な生活が送れますよう、私たちデイサービスセンターが応援します。



●通所介護とは・・・

施設などにおいて日帰り介護や生活機能訓練などを行うサービス

日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

- 事業所連絡先 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768)26-1910
- 営業日：月曜日～土曜日
- 営業時間：午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分
- 通常の事業実施地域： 河原田地区、三井地区
- 苦情受付：責任者：施設長：苦情やご相談は専用窓口で受け付けします



■ 通所介護費 (1日あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

所要時間	3 時間以上 4 時間未満 (10:00～13:00)	4 時間以上 5 時間未満 (10:00～14:00)	5 時間以上 6 時間未満 (10:00～15:30)	6 時間以上 7 時間未満 (要相談)
	利用料金	利用料金	利用料金	利用料金
要介護 1	3,620 円	3,800 円	5,580 円	5,720 円
要介護 2	4,150 円	4,360 円	6,600 円	6,760 円
要介護 3	4,700 円	4,930 円	7,610 円	7,800 円
要介護 4	5,220 円	5,480 円	8,630 円	8,840 円
要介護 5	5,760 円	6,050 円	9,640 円	9,880 円

■ その他の加算 (通所介護費)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(通所介護費)		利用料金
ADL 維持等加算(Ⅰ)(1 月)		30 円
若年性認知症利用者受入加算(1 日)		600 円
入浴介助加算(1 日)		500 円
サービス提供体制強化加算(1 日)		180 円
中山間地域加算(河原田地区・三井地区を除く方に加算)		5%を加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬の 5.9%を加算(1 月)(平成 33 年 3 月 31 日まで)	

- その他の費用 ①食事等の提供(料金：利用 1 回あたり 690 円) ②おむつ代：実費相当額

● **輪島市介護予防・日常生活支援総合事業の通所介護相当サービスとは・・・**

施設などにおいて日帰り介護や生活機能訓練などを行うサービス

日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

■ 営業日： 月曜日～土曜日

■ 通所介護相当サービス費 (1ヶ月あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

要介護度区分	利用料金	要介護度区分	利用料金
要支援 1	16,470 円	要支援 2	33,770 円

■ その他の加算(通所介護相当サービス費) (1ヶ月あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(通所介護相当サービス費)		利用料金
サービス提供体制強化加算	要支援 1	720 円
	要支援 2	1,440 円
生活機能向上サービス活動加算		1,000 円
※栄養改善加算		1,500 円
※口腔機能向上加算		1,500 円
中山間地域加算(河原田地区・三井地区を除く方に加算)		5%を加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬の 5.9%を加算(1月)(平成 33 年 3 月 31 日まで)	

■ その他の費用 ①食事等の提供(料金：利用 1 回あたり 690 円)

②おむつ代：実費相当額

● **輪島市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス C**

(筋力向上トレーニング事業)

実施施設： 高齢者向けトレーニング機器を整備し、実施しています。

プログラムの実施期間：おおむね 3 箇月程度とし、理学療法士による筋力評価を受け、それに基づくトレーニングを実施します。実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、効果が期待できる回数を設定します。

費用負担：スポーツ保険加入分(1年間)

営業日：月・木曜日 午前中

利用金：200 円 1 回あたり

■希望する方は自宅からセンターまで送迎いたします。



訪問介護センター



訪問介護

住み慣れた家で利用できる基本サービス

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や調理、掃除等の家事を行うサービスです。

＜対象者＞ 要介護1以上の認定を受けた方

＜サービスの概要＞

- 身体介護：利用者の身体に直接触れて行う介護サービスで、日常生活動作能力や意欲の向上のために利用者と共に自立支援のためのサービスです。
- 生活援助：身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人もしくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

■ 事業所連絡先 石川県輪島市三井町小泉上野2番地 ☎(0768)26-1910

■ サービス提供時間 午前8時30分～午後5時30分まで

■ 通常の事業実施地域 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

■ 苦情受付： 責任者：施設長：苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

■ 訪問介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

サービスに要する時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上	30分増す毎
身体介護の利用料金	1,650円	2,480円	3,940円	5,750円	830円

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

サービスに要する時間	20分以上45分未満	45分以上
生活援助の利用料金	1,810円	2,230円

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	
利用料金	980円

■ その他の加算について（訪問介護費）

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算（訪問介護費）	利用料金
初回加算	2,000円/月
特定事業所加算	1回につき20%の加算
特別地域訪問介護加算	1回につき15%の加算
※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。	
中山間地域等加算(河原田地区・三井地区を除く方に加算)	1回につき5%の加算
緊急時訪問介護加算	1,000円/回
生活機能向上連携加算	1,000円/月(3ヶ月)
介護職員処遇改善加算(I)	介護報酬の13.7%加算/月(平成33年3月31日まで)

輪島市介護予防・日常生活支援総合事業

訪問介護相当サービス(住み慣れた家で利用できる基本サービス)

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、掃除等の家事を行うサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

＜対象者＞ 要支援1または要支援2の認定を受けた方

＜サービスの概要＞

■ 身体介護：

利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作能力や意欲の向上のために利用者と共に行動する自立支援のためのサービスです。

■ 生活援助：

身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人もしくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

＜サービス提供時間＞ 午前8時30分～午後5時30分まで

＜通常の事業実施地域＞ 河原田地区（旧輪島市）、三井地区（旧輪島市）

■ 訪問介護相当サービス費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

訪問介護相当サービス費	利用料金
介護予防訪問介護費(Ⅰ) ※おおむね週1回程度	11,680円/月
介護予防訪問介護費(Ⅱ) ※おおむね週2回程度	23,350円/月
介護予防訪問介護費(Ⅲ) ※おおむね週3回以上	37,040円/月

※月ごとの定額制になっているため、月の途中からの利用開始や月の途中での終了の場合や利用者の体調不良や訪問回数の増減等があっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

1. 月途中で要介護から要支援に変更になった場合。
2. 月途中で要支援から要介護に変更になった場合。
3. 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。

(※月途中で要支援の変更があった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します)

■ その他の加算（訪問介護サービス費）

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算（介護予防訪問介護費）	利用料金
特別地域訪問介護加算 ※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。	1回につき15%の加算
中山間地域等加算(河原田地区・三井地区を除く方)	1回につき5%の加算
初回加算	2,000円/月
生活機能向上連携加算	1,000円/月(3ヶ月)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬の13.7%加算/月(平成33年3月31日まで)

認知症対応型通所介護

〒928-0062 石川県輪島市堀町 9 字 25 番地

☎(0768)23-4165

FAX(0768)23-4166

住み慣れた家で、健康で自立した快適な生活が送れますよう、私たちデイサービスセンターが応援します。



認知症対応型通所介護とは **認知症の方に対するデイサービス(日帰りサービス)**

老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練(リハビリテーション)等を行います。

■ 認知症対応型通所介護

■ 営業日：月曜日～金曜日

■ サービス提供時間：午前 9 時 15 分～午後 4 時 15 分

■ 通常の事業の実施地域：河井地区・大屋地区・鳳至地区・鶴巣地区・西保地区

■ 認知症対応型通所介護費 (1日あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

所要時間	3 時間以上 4 時間未満 (9:15～12:15)	4 時間以上 5 時間未満 (9:15～13:15)	5 時間以上 6 時間未満 (9:15～14:15)	6 時間以上 7 時間未満 (9:15～15:15)	7 時間以上 8 時間未満 (9:15～16:15)	8 時間以上 9 時間未満 (要相談)
要介護度区分	利用料金	利用料金	利用料金	利用料金	利用料金	利用料金
要介護 1	5,380 円	5,640 円	8,490 円	8,710 円	9,850 円	10,170 円
要介護 2	5,920 円	6,200 円	9,410 円	9,650 円	10,920 円	11,270 円
要介護 3	6,470 円	6,780 円	10,310 円	10,570 円	11,990 円	12,370 円
要介護 4	7,020 円	7,350 円	11,220 円	11,510 円	13,070 円	13,490 円
要介護 5	7,560 円	7,920 円	12,140 円	12,450 円	14,140 円	14,590 円

■ その他の加算 (認知症対応型通所介護費)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(認知症対応型通所介護費)	利用料金
若年性認知症利用者受入加算(1日)	600 円
栄養改善加算(3月以内の期間に限り1月に2回が限度)	1,500 円
栄養スクリーニング加算(1回)	50 円
口腔機能向上加算(1月に2回が限度)	1,500 円
個別機能訓練加算	270 円
入浴介助加算	500 円
サービス提供体制強化加算(I)イ	180 円
介護職員処遇改善加算	介護報酬の 10.4%を加算(1月)(平成33年3月31日まで)

- その他の費用 ①食事等の提供 料金：利用1回につき690円(おやつ代含む)
 ②おむつ代 料金：実費相当額 ③衣類預かり(洗濯含む)実費負担
 ④外出に伴う費用等は実費相当

介護予防認知症対応型通所介護とは **認知症のある軽度の方に対するデイサービス**

老人デイサービスなどにおいて、通所してきた軽度の認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事の介護、生活費に関する相談、健康状態の確認、機能訓練(リハビリテーション)等

を行います。

要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように 支援します。

■営業日： 月曜日～金曜日

■サービス提供時間：午前9時15分～午後4時15分

■通常の事業の実施地域：河井地区・大屋地区・鳳至地区・鶴巣地区・西保地区

■ **介護予防認知症対応型通所介護費** (1日あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

所要時間	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上
	4時間未満 (9:15～12:15)	5時間未満 (9:15～13:15)	6時間未満 (9:15～14:15)	7時間未満 (9:15～15:15)	8時間未満 (9:15～16:15)	9時間未満 (要相談)
要介護度区分	利用料金	利用料金	利用料金	利用料金	利用料金	利用料金
要支援1	4,710円	4,930円	7,350円	7,540円	8,520円	8,790円
要支援2	5,210円	5,460円	8,210円	8,420円	9,520円	9,820円

■ **その他の加算(介護予防認知症対応型通所介護費)**

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(介護予防認知症対応型通所介護費)	利用料金
若年性認知症利用者受入加算(1日)	600円
栄養改善加算(3月以内の期間に限り1月に2回が限度)	1,500円
栄養スクリーニング加算(1回)	50円
口腔機能向上加算(1ヵ月に2回が限度)	1,500円
個別機能訓練加算	270円
入浴介助加算	500円
サービス提供体制強化加算(I)イ	180円
介護職員処遇改善加算(I)	介護報酬の10.4%を加算(1月)(平成33年3月31日まで)

- **その他の費用** ①食事等の提供 料金：利用1回につき690円(おやつ代含む)
②おむつ代 料金：実費相当額 ③衣類預かり(洗濯含む)実費負担
④外出に伴う費用等は実費相当

● **輪島市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス A (元気デイ)**

営業日： 月曜日～金曜日

利用料： 1回あたり 1,000円(※食事提供含む)

機能訓練等各プログラムを実施し、在宅生活の継続を支援します。65歳以上の方で、一次予防事業対象者及び二次予防事業対象者と輪島市が認めた方が利用できます。

送 迎	専用車両等で送迎します。
健 康 チェ ッ ク	健康チェックを行い、健康管理を行います。
入 浴	入浴動作訓練のため家庭浴槽での入浴を提供します。
昼 食	季節に合わせた食事を提供します。
日常生活動作訓練	日常生活動作が維持できる訓練を行います。
交 流	孤立感の解消を図り、社会的交流を図ります。

● **地域支援事業(輪島市福祉会自主事業)**

認知症の理解を深める研修会、家族の集い、認知症カフェなどを開催する地域交流研修室、介護や福祉の専門書や様々な書籍がある学習室については無料で使用できます。また、高齢者の方や在宅介護をしている家族の方の生活等に関する相談・助言なども行います。お気軽に当センター(0768)23-4165にお問い合わせください。

訪問入浴介護センター



訪問入浴介護とは

家庭での入浴が困難な方へのサービス

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

- 事業所連絡先：石川県輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165
- 営業日：月曜日～金曜日
- 営業時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- 通常の事業実施地域：旧輪島市内全域
- 苦情受付：責任者：施設長：苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

□ 訪問入浴介護費

■ 通常入浴の場合（看護職員 1 名と介護職員 2 名）の訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項目	利用料金	備考
①基本料金	12,500 円/回	※介護職員 3 人が行った場合×95%
②特別地域訪問入浴介護加算	1,875 円/回	基本料金の 15%※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。
合計＝①＋②	14,375 円/回	

■ 清拭又は部分浴の訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項目	利用料金	備考
①基本料金	8,750 円/回	※基本料金の 70%
②特別地域訪問入浴介護加算	1,312 円/回	基本料金の 15%※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。
合計＝①＋②	10,062 円/回	

■ その他の加算による訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算（訪問入浴介護費）		利用料金
サービス提供体制強化加算		360 円/回
介護職員処遇改善加算(I)	介護報酬の 5.8%の加算/1 月(平成 33 年 3 月 31 日まで)	

介護予防訪問入浴介護とは

家庭での入浴が困難な方へのサービス

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

- 営業日： 月曜日～金曜日
- 営業日： 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- 通常の事業実施地域： 旧輪島市全域

□ 介護予防訪問入浴介護費

■ 通常入浴の場合（看護職員 1 名と介護職員 1 名）の介護予防訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項 目	利用料金	備 考
①基本料金	8,450 円/回	※介護職員 2 人で行った場合×95%
②特別地域訪問入浴介護加算	1,267 円/回	基本料金の 15%※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。
合計＝①＋②	9,717 円/回	

■ 清拭又は部分浴の介護予防訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項 目	利用料金	備 考
①基本料金	5,915 円/回	※基本料金の 70%
②特別地域訪問入浴介護加算	887 円/回	基本料金の 15%※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。
合計＝①＋②	6,802 円/回	

■ その他の加算による介護予防訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■その他の加算（介護予防訪問入浴介護費）		利用料金
サービス提供体制強化加算		360 円/回
介護職員処遇改善加算(I)	介護報酬の 5.8%の加算/1 月(平成 33 年 3 月 31 日まで)	

□ 在宅身体障害者等訪問入浴サービス（輪島市委託事業）

自力で入浴が困難な身体障害のある方で、さまざまな理由で外出が難しく、家庭の風呂を使っての入浴が困難な方のためにご家庭を訪問し、入浴の提供を行うサービスです。



居宅介護支援事務所

居宅介護支援とは・・・

自宅で自立した生活をするためのプランの作成やサービス調整

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるようにケアマネージャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行います。

■□■ あての木園居宅介護支援事務所 □■□

事業所の概要



- 事業所連絡先 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地
☎(0768)26-1788
- 通常の事業実施 河原田地区、三井地区
- 営業日 月曜日～土曜日
- 定休日 日曜日
- 営業時間 午前 8 時 30 分～17 時 30 分
- 苦情受付責任者 管理者：苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

■□■ あての木園ふげし居宅介護支援事務所 □■□

事業所の概要

- 事業所連絡先 石川県輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165
- 通常の事業実施 河井地区、鳳至地区、鶴巣地区、大屋地区、西保地区
- 営業日・営業時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～17 時 30 分
- 定休日 土～日曜日
- 苦情受付責任者 管理者：苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

サービスの内容

①サービス開始前の説明：

当事業所は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介することを求めることができることや、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること等を利用者及びその家族等に懇切丁寧に説明を行い、文書による利用者の同意を得た上で居宅サービス計画の作成の開始にあたります。

②居宅サービス計画の作成：

利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、公正中立で総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画原案を作成します。

③居宅サービス計画の同意：

居宅サービス計画の原案について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

④居宅サービス計画の交付：

居宅サービス計画を作成した際には、その居宅サービス計画を利用者及びその家族及び指定居宅サービス事業者の担当者に交付します。

⑤居宅サービス計画作成後の便宜の供与：

利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。実施状況の把握は少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接します。居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

⑥居宅サービス計画の変更：

契約者又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または指定居宅サービス事業所等が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と契約者又は利用者の双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑦介護保険施設等の紹介：

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

■居宅介護支援費

要介護区分	介護保険利用料金	内自己負担額
要介護1・2	10,530円/月	0円
要介護3・4・5	13,680円/月	0円

■加算について

加算名	介護保険利用料金	内自己負担額
特別地域居宅介護支援加算	15%加算	15%加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ※通常の事業の実施地域以外の方(河原田地区・三井地区を除く方)は、基本料金が加算されます。	5%加算	5%加算
初回加算	3,000円/月	0円
特定事業所加算(Ⅱ)	4,000円/月	0円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,000円/月	0円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1,000円/月	0円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円/月	0円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円/月	0円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円/月	0円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円/月	0円
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円/月	0円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円/月	0円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/月	0円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月	0円

※居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が介護保険法の規定に基づいて介護保険料を納付している場合は、**利用者の自己負担はありません**。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険から居宅介護支援費に相当する給付を受領することができない場合は、居宅介護支援費及び加算について全額を一旦支払って頂きます。

在宅介護支援センター

在宅介護支援センターとは・・・

自宅で暮らしている援護が必要な高齢者や援護が必要となるおそれのある高齢者、その家族の方等からの相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス（介護保険を含む）が、総合的に受けられるように市町村等関係行政機関、サービス実施期間、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行います。



■事業連絡先： 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768)26-1788

石川県輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165

■営業日： 月曜日～金曜日

■営業時間： 午前 8 時 30 分～17 時 30 分



配食サービス

輪島市「食」に自立支援事業実施要綱に基づく配食サービス



■事業連絡先： ☎(0768)26-1661 または (0768)26-1788

■営業日： 年中無休

■配達時間： (昼食)11 時 00 分～12 時 30 分 (夕食)16 時から 17 時 30 分

※天候や道路状況によって異なる場合があります。

■営業エリア： 輪島市三井町・門前町本郷地区

■費用負担： 1 食 400 円(利用者の希望に応じ、1 日につき 2 食(昼・夕)まで提供します)

対象者 輪島市に住所を有する方で、①おおむね 65 歳以上の高齢者又は高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯若しくは障害者のみの世帯に属する方で、食事の調理が困難な方 ②日中、要介護又は要支援認定を受けた方のみとなる世帯に属する方で、食事の調理が困難かつ他からの食事の提供が受けられない方 ③輪島市長が特に認める方

食事の内容 : ○栄養バランスに配慮した普通食を提供し、1 食当たり基準栄養量は、エネルギー量 500～600 キロカロリー、塩分 4 グラムを目安として提供します。○減塩食、刻み食などの体調に応じた食事及び季節や行事に合わせた行事食にも対応します。○配食サービス専用容器で温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供します。

緊急時の対応 : 安否確認時等に利用者の心身の状態に異常があると判断したときは、直ちに関係機関及びあらかじめ利用者が指定する緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

事故発生時の対応 : ○不測の事態が発生したとき、又は利用者に対する配食サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに市町に報告するとともに、必要な措置を講じます。○利用者に対する配食サービスの提供により損害すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行います。

苦情や要望について : ○『お弁当が配達されない』『食事の味がおかしい』『食事内容を変更してほしい』『お弁当の回数を増やしたい』『お弁当の数を減らしたい』等、配食サービスについての苦情や要望について、以下の連絡先にご連絡をお願いいたします。

あての木園在宅介護支援センター 26-1788

特別養護老人ホームあての木園 26-1661



地域支援



■事業連絡先： 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768)26-1788
 石川県輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165

1. 健康づくり教室 (1 講座 約 10 分～30 分程度)

専門スタッフを派遣して以下の健康づくりのための教室を開催します。
 介護福祉士（転倒予防、認知症予防、介護の方法）、歯科衛生士（口から食べることの重要性、入れ歯について、歯の磨き方、お口の体操）、管理栄養士・栄養士（食生活の相談・指導、介護食の紹介・相談）、介護支援専門員・社会福祉士・ソーシャルワーカー（介護保険制度の相談）

2. 施設見学及び福祉機器見学会

- お気軽にお越し下さい。詳しい内容は下記の通りです。
- 入浴体験（檜風呂・家庭風呂・機械浴）※事前打合せ要
 - 入浴機器の見学※随時
 - 車いすや歩行器、ベッド等の福祉機器の見学※随時
 - 訪問入浴車の操作見学※土・日曜日
 - 福祉車両の見学※随時
 - 施設見学※随時



3. 懐かしのテレビドラマや映画観賞会

- ◆水戸黄門名作選 ◆遠山の金さん 江戸の一ばん星杉良太郎の魅力 ◆忠臣蔵 櫻花の巻・菊花の巻 ◆大岡越前 第1部 DVD7 枚組 全 28 話 ◆おしん 完全版【少女編】 ◆天皇皇后両陛下 - ご結婚五十周年をお迎えになって - ◆君の名は ◆愛染かつら ◆裸の大将 ◆釣りバカ日誌

4. 除雪応援隊

ショートステイ、デイサービス、ヘルパー、訪問入浴サービス、配食サービス等が利用できない、外出できない等 一人暮らしの方や老夫婦世帯の方の要望に応じて除雪応援に行きます。

5. 配食サービス

(対象者)輪島市三井町・門前町（本郷地区）に住所を有する方で、①おおむね 65 歳以上の方で自宅において食事の調理が困難な方 ②家族の状況で、食事の調理が困難かつ他からの食事の提供が受けられない方 ③理事長が特に認める方

(費用) 1 食 820 円(実費相当分)

【利用者の希望に応じ、1 日につき 2 食（昼・夕）まで提供します。】

6. 輪島市地域包括支援センターとの連携について

『認知症に対する事業』

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを推進するため、介護サービス事業所での認知症相談窓口整備事業等を行っています。

『総合相談事業』

自宅に訪問、電話相談、来所による無料相談を行っています。

事業所名	担当地区
あての木園ふげしデイサービスセンター	鳳至・海士・鶴巣
あての木園	三井

7. しせつの窓口

輪島市内のショッピングセンター「ファミィ」内において、しせつの窓口を開設しております。

しせつの窓口は、輪島市福祉会が事務局となって、子育て支援、障害者支援、認知症支援、介護保険制度、医療相談などの相談を受け付けする窓口です。担当者が相談に応じます。お気軽にご相談下さい。

■営業日：月～金曜日

■相談時間：(午前の部)10時～12時 (午後の部)13時30分～15時30分

8. 生き生き百歳体操（なごみ会）

三井地区にお住まいの方で、「なごみ会」が主催しておりどなたでも参加できます。参加無料。

毎週金曜日 13時30分～約30分から1時間です。場所は輪島市三井町小泉上野2番地 あての木園会議室にて。

9. グリーンカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として堀町でグリーンカフェ(認知症カフェ)を月2回実施、三井町でグリーンカフェ(認知症カフェ)を月1回実施することを始めました。認知症の理解を深めるため今後も取り組んでいきます。参加費：100円/1回 当法人HPにて活動日をご確認上ご参加下さい。

10. 低所得高齢者等住まい・生活支援事業

(住まいの確保)

利用希望者への面談調査(生活、健康状態、今後の希望等)を行い、事業に登録している不動産仲介業者から上表提供を受けた物件と利用希望者とのマッチングを行います。

(生活支援)

ボランティアや緊急通報装置を安価での設置をはじめとした、様々な既存の社会資源を活用した形で支援を調整・提供し高齢者でも住みやすい「地域づくり」に繋げていきます。

11. 施設の無料開放について

輪島市三井町にある特別養護老人ホームの会議室、デイサービスセンター、輪島市堀町にあるデイサービスセンターの地域交流室、交流図書室を無料開放いたします。地域の会合や研修会や交流に使用したいと希望される方は以下にご連絡下さい。

	施設名	使用可能な日	問合先
輪島市三井町	特別養護老人ホーム会議室	午後5時30分以降に使用したい場合は要相談	☎26-1661 ☎26-1910
	デイサービスセンター	定休日の日曜日 ※午後5時30分以降に使用したい場合は要相談	
	特養・デイの入浴施設	要相談	
輪島市堀町	地域交流室	月曜日～金曜日 ※定休日の土・日曜日や営業日の午後5時30分以降に使用したい場合は要相談	☎23-4165
	交流図書室		
	入浴施設		



法人本部：石川県輪島市三井町小泉上野2番地

☎(0768)26-1661 Fax(0768)26-1751

メール：atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

HP：<http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>

